

## 卷頭言——『木簡研究』第三〇号の刊行に憶う——

今回刊行の『木簡研究』は第三〇号という記念すべき号である。木簡学会自体は来年三月で満三十周年となる。したがつて来年秋には研究集会を拡大して一般向けのシンポジウムを加え、記念事業とする予定などが計画されているようであるが、それはそれとして、学会の機関誌が第三〇冊目を迎えたことはご同慶の至りである。それにつけても情報提供者である発掘調査担当研究員の協力と編集や会務に不斷の尽力を続けてこられた人々の努力の結実として、第三〇号にまで到達したとの思いが強い。また会員相互の直接・間接の支援と協力によって支えられてきたことも論を俟たない。そこで、三〇年目という節目を迎えて八〇年代に委員の任にあつた者としての感慨を少し記すこととする。

まず会の目的を示す会則第三条には「木簡そのものについての研究」を推進するとあり、こうした面での不十分さを指摘されたことがあつたが（第一二号、田中琢氏巻頭言）、その後、これに応える研究が、山中章氏「考古資料としての古代木簡」（第四号）を初めとして徐々に蓄積されつつある。「木簡を観る」（第二五号、平川南氏巻頭言）ことの大切さを示すものであろう。つぎに、情報の蒐集とその成果の普及という面では、「木簡データベース」は公開されてすでに久しいが、それに加えて近時「文字画像データベース・木簡字典」や「木簡釈読支援システム・Mokkan Shop」（奈文研データベース「木簡ひろば」）の「釈読室」・「全国木簡出土遺跡・報告書データベース」が加わり、さらに木簡の『五體字類』ともいうべき単行本『日本古代木簡字典』も刊行された。いずれも奈良文化財研究所の作成にかかるが、研究調査への裨益は絶大なるものがあろう。

第三番目としての感想として、小生が関心をもつ条里遺構と木簡との関連について述べてみたい。白鳳時代から奈良時代前半の木簡出土で著名な滋賀県の西河原森ノ内遺跡は条里でも注目されるのである。この遺跡の遺構は、第一遺構面が一二世紀

(一〇世紀、第二遺構面が一〇世紀～一二世紀、第三遺構面が八世紀後半～一〇世紀初で、第四遺構面が七世紀後半～八世紀初頭であり、第二・第三遺構面では北東から南西に斜行する野洲郡の統一条里型地割遺構を検出するが、第四遺構面は上層とは全く異なるほぼ正方位地割を示すという。大宝元年（七〇一）～靈龜二年（七一七）の間と考えられる郡符木簡はこの第四遺構面下部から出土している（第一四号八七～九一頁）。また同遺跡では「<sup>（六条カ）</sup>八里廿三」と読める八世紀代の木簡が出土しており、訛文どおりの条里呼称とすると、調査地の推定条里と一致するという（第八号）。この事実は第四遺構面の地割が小地域的なものであり、統一条里の中に包含されていることを示している。湖東・湖南の白鳳寺院址の寺地区画が正方位をとること（小笠原好彦「近江の古代寺院と条里」『条里制研究』第八号）と同様に、地方官衙的施設の区画に伴う地割であるといえよう（四五頁コラムも参照）。

条里地割遺構と木簡ということでは、福島県いわき市の荒田目条里遺跡も注目される。<sup>あつため</sup>三五点の木簡の内容は多彩ということはない。郡符木簡には、津の長に人の召喚を命じたものと、里刀自ほか三六人の人名がみえるものがあり、仁寿三年（八五三）十月の米の返抄木簡、「古僧子」「白稻」ほか稻の品種を示す種子札などがある。大領於保臣の名もあり、平安初期の陸奥における地方豪族や里刀自の戸の存在形態および農業經營を知る格好の直接史料となっている（「荒田目条里遺跡」二〇〇一年）。約三〇年前までは、条里を発掘すると水田遺構は検出できても、顯著な遺構や遺物は発見し難いという考え方があったようだ。しかしその後に様相が一変した。本誌の旧号を繰ってみても、右の荒田目条里遺跡のほか、茨城県の鹿島湖岸北部条里遺跡（第六号）など条里遺跡と銘打つ遺跡が一〇余ヶ所ほどあり、また条里遺跡とは名乗らないが、掲載地図によつて条里地割の中に遺跡があるのを見出すことは極めて容易である。さらに先にみたような条里記載のある木簡も一〇点余あり、その一つを活用して但馬国豊岡盆地の条里復元研究も公表されるようになった（山本崇氏論考、第二四号）。まさに隔世の感がするのである。最後になるが、この三十年間に、岸俊男初代会長を初めとして、役員・会員の幾多の方々が幽明境を異にされたが、ここに謹んでご冥福をお祈りするとともに、本会の今後ますますの発展を願つて筆を擱くこととする。

（岩本次郎）